

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1) (有)三省電気工事・アゲダ空調食品設備(株)・(有)共栄電気工事特定建設工事共同企業体

○(有)三省電気工事 沖縄市上地1-8-1
47-001402 代表者 新城 安雄
(電気A、電気通信)

○アゲダ空調食品設備(株) 北中城村安谷屋1453
47-001938 代表者 伊波 昇巡
(電気A、管A)

○(有)共栄電気工事 沖縄市東1-4-15
47-000732 代表者 仲本 房江
(電気A)

2 指名停止措置期間

平成28年3月3日～平成28年4月2日(1か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事(下請けを含む)

4 事実概要

施設建築課発注の「沖縄情報通信センター増設工事(電気4工区)」を受注した(有)三省電気工事・アゲダ空調食品設備(株)・(有)共栄電気工事特定建設工事共同企業体は、平成27年7月13日付けで請負契約を締結したにもかかわらず、下請業者の資金計画の理解が得られず、下請契約が出来なかったことにより、債務履行が見込めないことを理由に契約解除願いを提出し、平成28年1月19日付けで契約解除に至った。

5 指名停止措置理由

契約締結後、請負者の責により工事続行不能となり、契約解除に至ったことは、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第2第13号「不正又は不誠実な行為等」に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」

別表第2第13号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等) 13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1か月以上9か月以内</u>